

平成28年2月12日

マイナンバーカード（電子証明書）を活用する公的個人認証サービスの 利用を行う民間事業者として、初の大臣認定を実施

本日、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第17条第1項第6号に規定する総務大臣の認定を日本デジタル配信株式会社等3社に対し行いました。

マイナンバーカードに格納された電子証明書等を活用する公的個人認証サービス【資料1】の利用は、従来、行政機関等に限られ、e-Taxによる確定申告等で利用されてきましたが、本年1月1日より、民間事業者にその利用が開放【資料2】され、民間事業者も大臣認定を受けることにより、利用が可能となったところです。当該3社が初の大臣認定となります。

※ なお、3社とも、公的個人認証サービスの利用のために必要となる設備を整備・運用し、その機能（電子署名等の検証・電子証明書の有効性の確認）を様々な官民サービスの提供主体にクラウドサービスとして提供する、いわゆる「プラットフォーム事業者」です。

各官民サービスの提供主体は、プラットフォーム事業者を活用することにより、それぞれ個別に設備を用意する必要がなくなります。プラットフォーム事業者は、いわば、公的個人認証サービスの基盤として、その利用促進を支える役割を果たします。

1. 大臣認定を受ける3社について

今回、大臣認定を受ける3社は以下のとおりです。

- ① 日本デジタル配信株式会社
- ② 一般社団法人 スマートテレビ連携・地域防災等対応システム普及高度化機構
- ③ 一般社団法人 ICTまちづくり共通プラットフォーム推進機構

※ 大臣認定を受ける3社の概要は別添参照。

2. 大臣認定日

3社とも平成28（2016）年2月12日（金）付けの大臣認定となります。

（連絡先）

- 大臣認定について
総務省自治行政局住民制度課
担当：松本、國信
電話：03-5253-5517（直通）
- 事業内容について
総務省情報通信国際戦略局情報通信政策課
担当：飯村、道祖土
電話：03-5253-5735（直通）

1. 日本デジタル配信（株）

ア 法人の概要

ケーブルテレビ事業者向けに、映像配信サービスを行うための共通的な基盤を提供する業務を実施。

例) ケーブルテレビ向けデジタル放送配信サービス（CS番組、ケーブル4K）、IP-VODサービス 等

イ プラットフォーム事業の狙い（将来像）【資料3】

ケーブルテレビ業界におけるID連携等の実現に向けたプラットフォームの役割を担う。具体的には、ケーブルテレビの画面から、マイナンバーカード（公的個人認証サービス）を活用して、個人に最適な行政情報の配信や、オンラインショッピング等の各種民間サービスを利用するための基盤を提供。

ウ 当面の事業【資料4】

① 本番環境における実証実験の実施

ケーブルテレビの画面から、リモコンとマイナンバーカード（公的個人認証サービス）を使って、生命保険会社から送付される各種通知を閲覧したり、終身年金に係る現況届を電子的に送信する。

② 商用サービスの実施

2017年中を目途に、マイナンバーカード対応のセットトップボックス等が整備されるのとあわせて、ワンストップサービス等の商用サービスの提供を目指す。

2. (一社) スマートテレビ連携・地域防災等システム 普及高度化機構

ア 法人の概要

マイナンバーカードとスマートテレビを使った新たなサービスについて、技術的・制度的課題の検討、実現に向けた実証、関係事業者が共同で利用可能なシステム基盤の提供等の業務を実施。

イ プラットフォーム事業の狙い（将来像）【資料3】

家庭のスマートテレビに対し、マイナンバーカード（公的個人認証サービス）を使って、個々の家庭の状況に応じた最適な防災・減災情報等の地域情報を配信するためのシステム基盤を提供。

ウ 当面の事業【資料5】

① 本番環境における実証実験の実施

あらかじめ登録した利用者のマイナンバーカードと連携したスマートテレビに、個人を特定して、避難を促すメッセージを表示する。また、避難所における避難状況確認等を行う。

② 市区町村における避難誘導情報の提供サービス※を支えるシステム基盤を実現

※ 2017年度中を目途に、国民に身近なテレビと、マイナンバーカードを活用して、防災・減災等の地域情報を配信するための基盤であって、幅広い市町村等による共同利用が可能なシステム基盤を実現。

※ 同サービスは、提供市区町村、提供チャンネルの拡大を図る。

3.（一社）ICTまちづくり共通プラットフォーム推進機構

ア 法人の概要

マイナンバーカードを活用して、地域における母子保健、医療、福祉をはじめ、住民が日常的に利用する様々な情報を提供するためのシステム基盤を運営する業務を実施。

イ プラットフォーム事業の狙い（将来像）【資料6】

マイナンバーカードを「デジタル母子健康手帳」や「地域の病院カード、医療機関間のデータ連携」など、様々なサービスに共通で使える多目的カードとして活用するためのシステム基盤を実現。

ウ 当面の事業【資料7】

- ① 3月から、マイナンバーカードを活用して、パソコンやスマートフォンから母子健康情報を閲覧できるサービスを開始※。このための基盤となるシステム（電子証明書の検証等）をクラウドを使って提供。

※ 同サービスを提供する市区町村の拡大を図る。

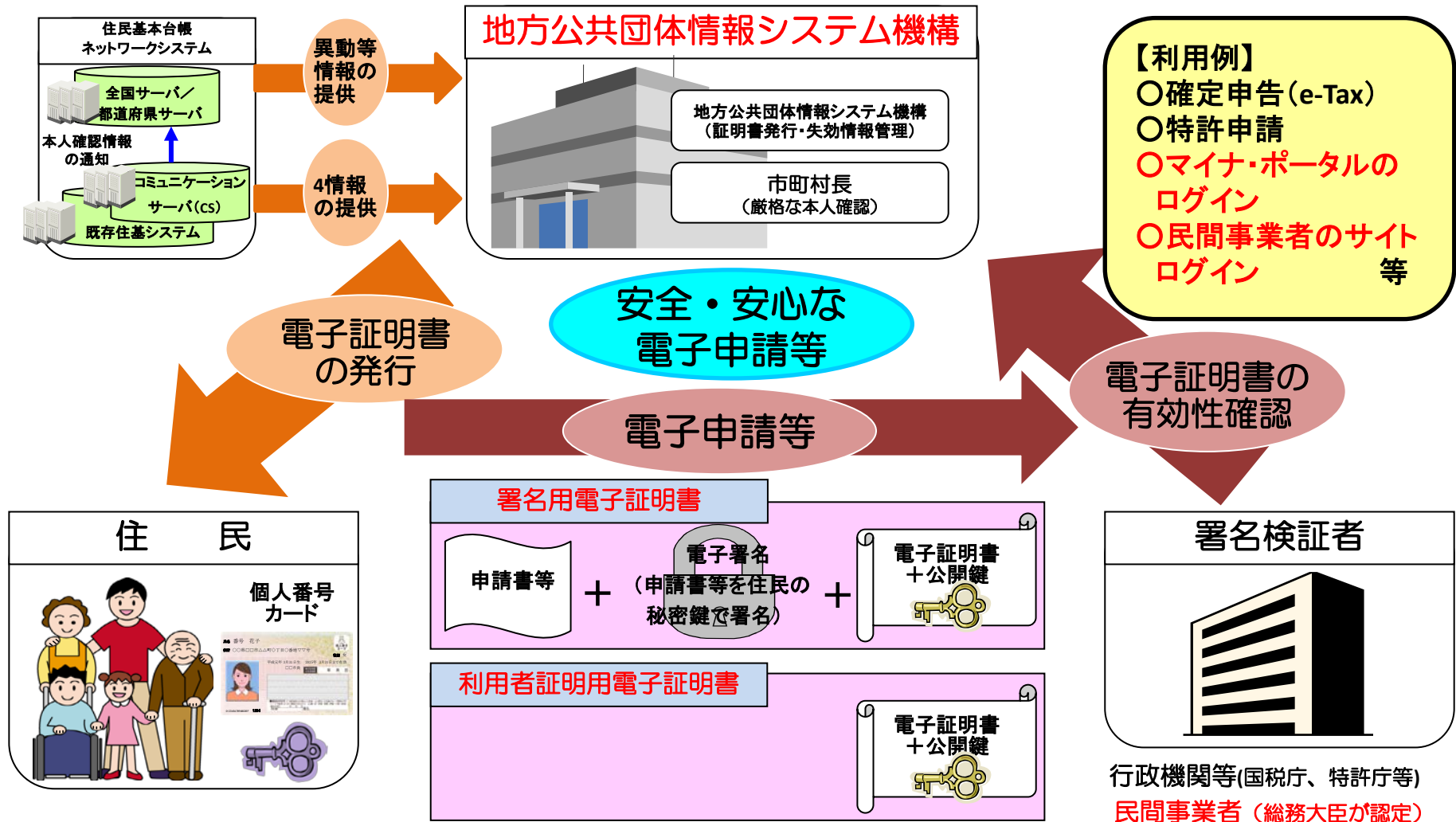
- ② 前橋市（群馬県）の医療機関間におけるデータ連携を実現するシステムを運用※

※ 3月から標記システムの試験運用を開始。病院で作成された画像データ等を、別の病院・診療所の医師がマイナンバーカードを利用して閲覧することを可能とする（従来は、データ連携にあたり、CD等物理媒体が必要。）。

※ 同システムを利用する市区町村の拡大を図る。

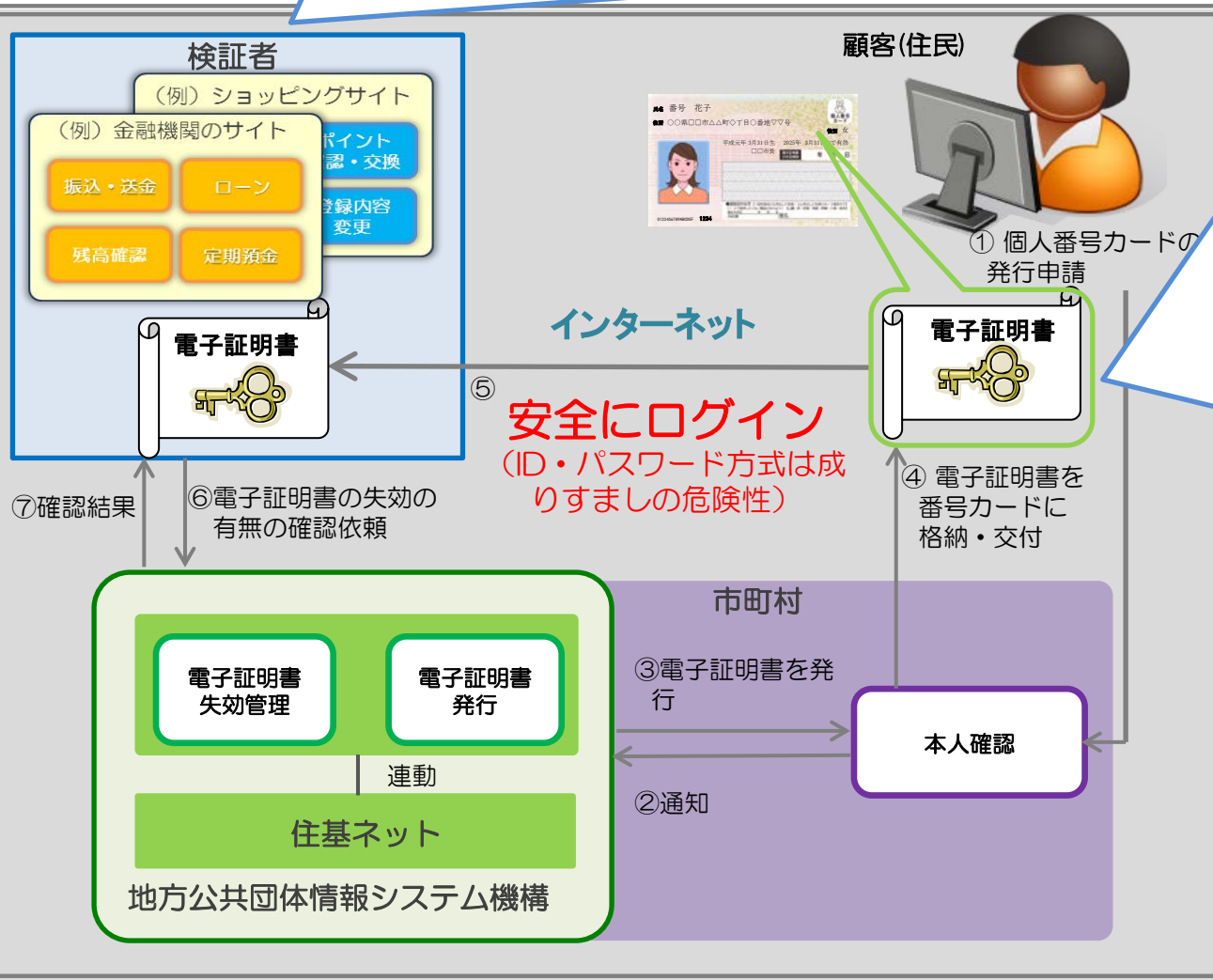
公的個人認証サービスの概要について

- マイナンバーカードに格納された電子証明書等を活用する公的サービス
- オンラインでの行政手続等における本人確認のためのツール。
- 成りすまし・改ざんを防ぎ、送信否認を担保するため、高いセキュリティを確保。



【改正点①】

行政機関等に限られていた公的個人認証サービスの対象を民間事業者へ拡大
(＝検証者の範囲を、行政機関等だけでなく民間事業者へ拡大)



【改正点②】

電子証明書は2種類。

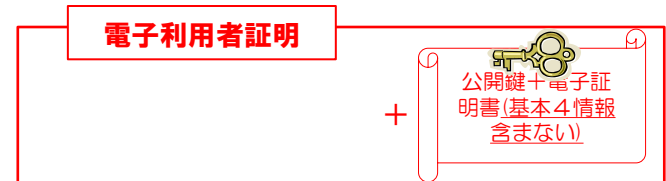
◎署名用電子証明書【電子版の印鑑登録】



電子署名

：インターネットで電子文書を送信する際に、署名用電子証明書を用いて、文書が改ざんされていないかどうか等を確認することができる仕組み

◎利用者証明用電子証明書<新規>【電子版の顧客カード】



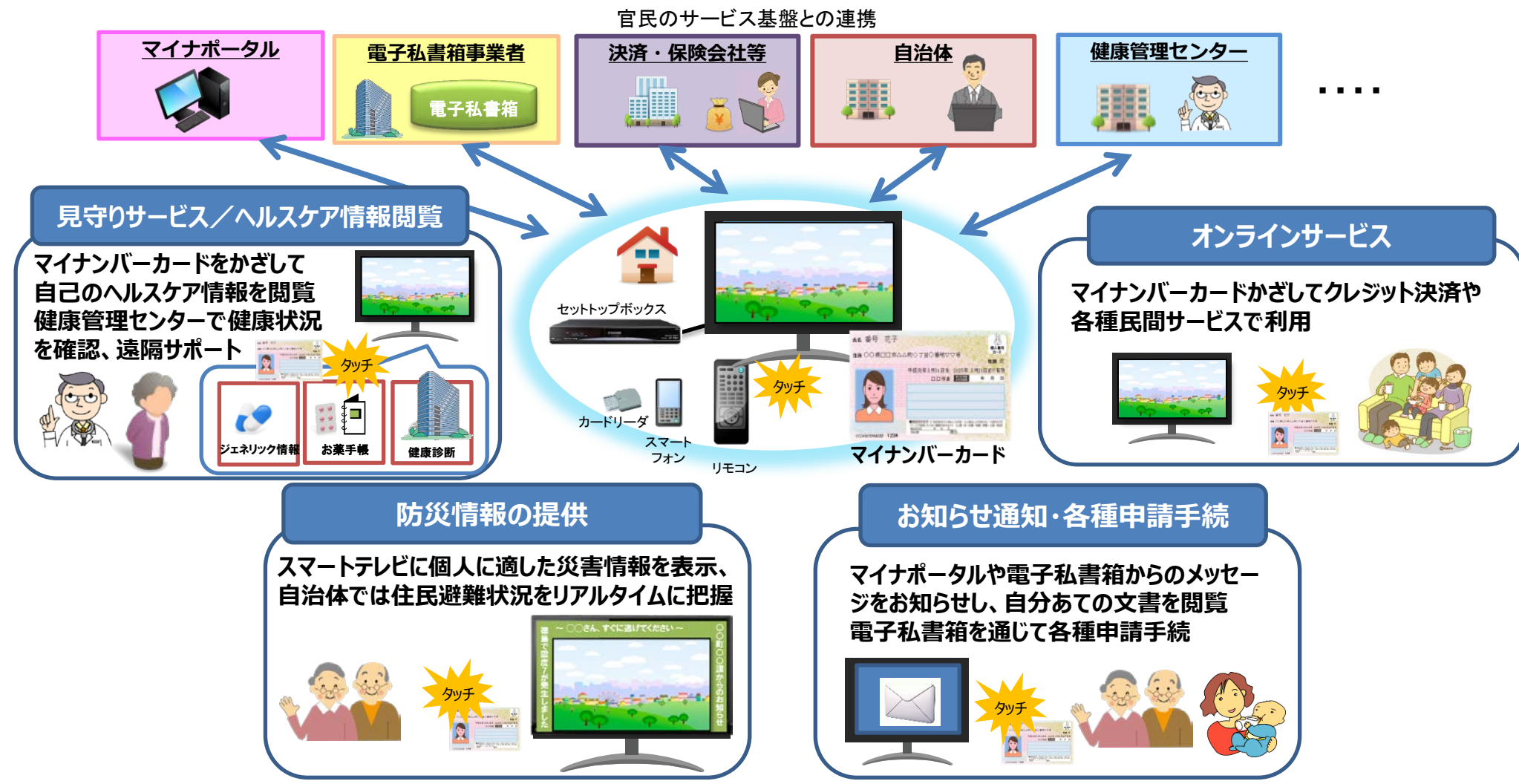
電子利用者証明

：インターネットを閲覧する際に、利用者証明用電子証明書を用いて、利用者本人であることを証明する仕組み

テレビとマイナンバーカードを活用したサービスの将来像

資料3

- テレビのリモコンからマイナンバーカードを活用できるようになることで、高齢者をはじめ、誰もが、いつでも、気軽に、セキュアに、マイナンバーカードを使って官民のオンラインサービスを利用することができる
- また、様々な官民のプラットフォームと連携することで、個人に適した防災情報の確認、電子私書箱やマイナポータルからのお知らせ内容の確認、申請手続のワンストップサービスを実現。



事業概要

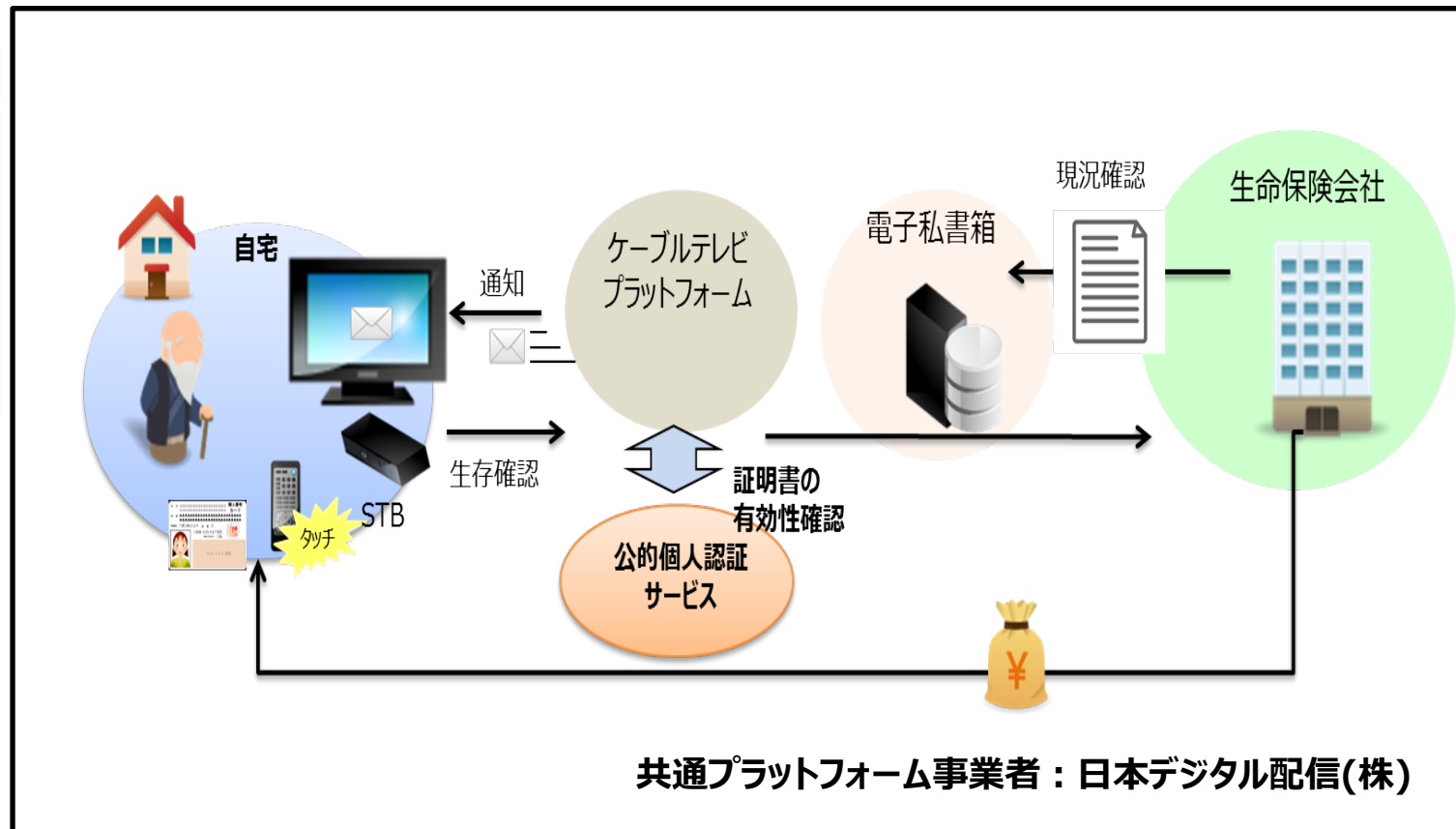
- ケーブルテレビの画面から、リモコンとマイナンバーカードを使って、電子私書箱に通知される生命保険会社からの各種通知文書の閲覧、終身年金に係る現況届を電子的に送信する。
 - 個人番号カードの読み取り機能や認証機能を実装するケーブルテレビのSTBやリモコンの仕様の策定。
 - サービス間のインタフェースの検証。

利用者のメリット

- 行政窓口に出向き、「住民票記載事項証明書」を取得する必要がない
- 自宅からケーブルテレビを通じたリモコン操作で実現

事業者のメリット

- 生命保険会社は、現況確認届の印刷、郵送コストの削減、人手による生存確認の手間を削減



事業概要

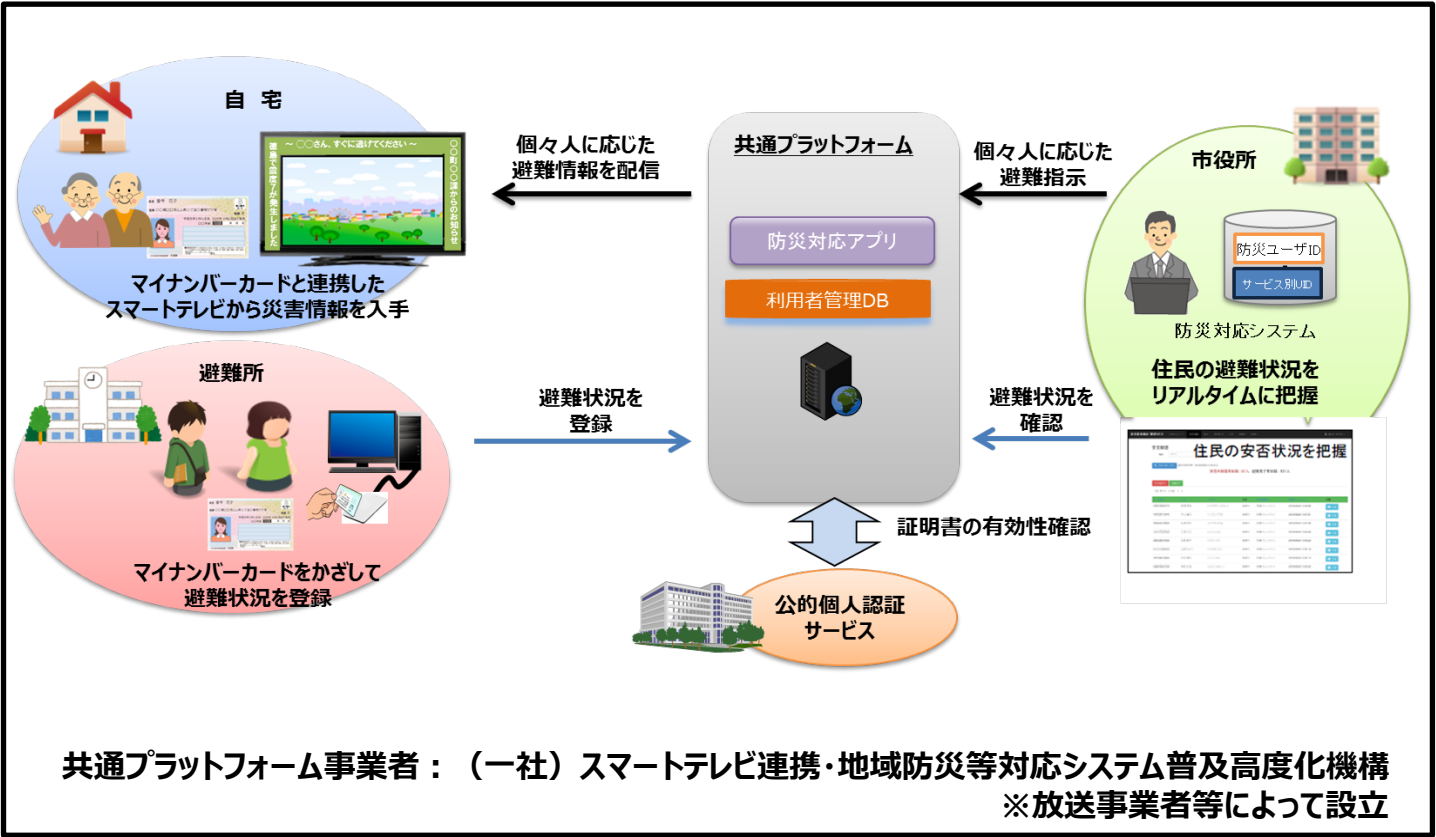
- あらかじめ登録した利用者のマイナンバーカードと連携したスマートテレビに当該個人に適した災害情報を表示。
- 避難所でマイナンバーカードをかざすことで、自治体において住民の避難状況をリアルタイムに把握。
 - 公的個人認証サービスとスマートテレビを連携させた情報配信基盤、地域住民避難状況管理システムの構築。

利用者のメリット

- 自宅のテレビに災害情報（「○○さん、逃げてください」等の情報）が表示され、利用者は避難所へ迅速に移動。

事業者のメリット

- 地方公共団体は、住民毎に迅速に災害情報等を伝達。
- 住民の避難状況を効率的に確認。

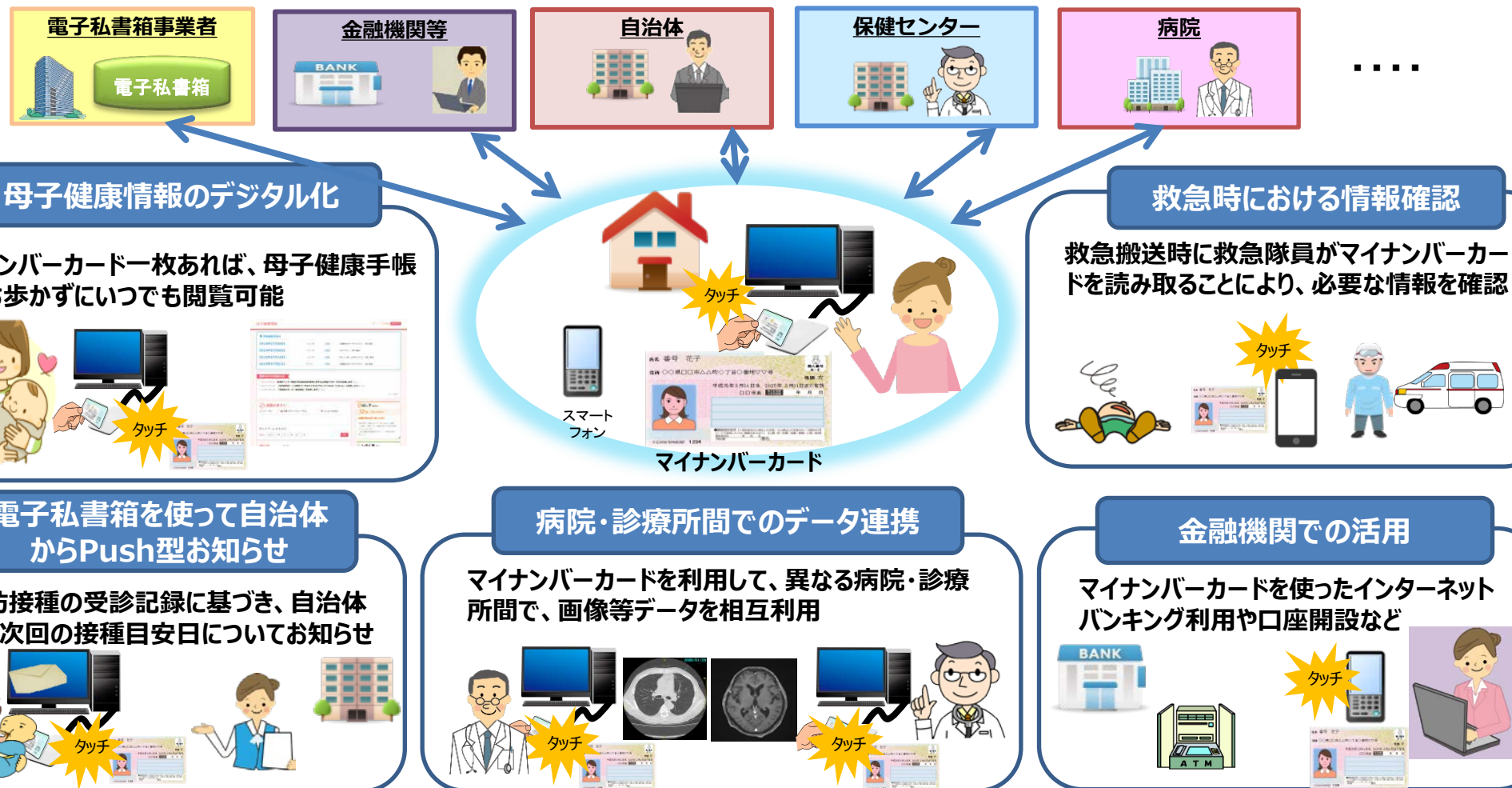


マイナンバーカードを活用した地域の住民サービスの将来像

資料6

- 利用者は、マイナンバーカードを、「デジタル母子健康手帳」「病院カード」など、多目的なカードとして活用可能。多数の「手帳」や「カード」の携行が不要に。
- マイナンバーカードの活用によって、病院等で作成された画像データ等について、C DやD V D等の物理的な媒体によらず、異なる病院・診療所間におけるデータ連携を実現。

地域の関係機関との連携



事業概要

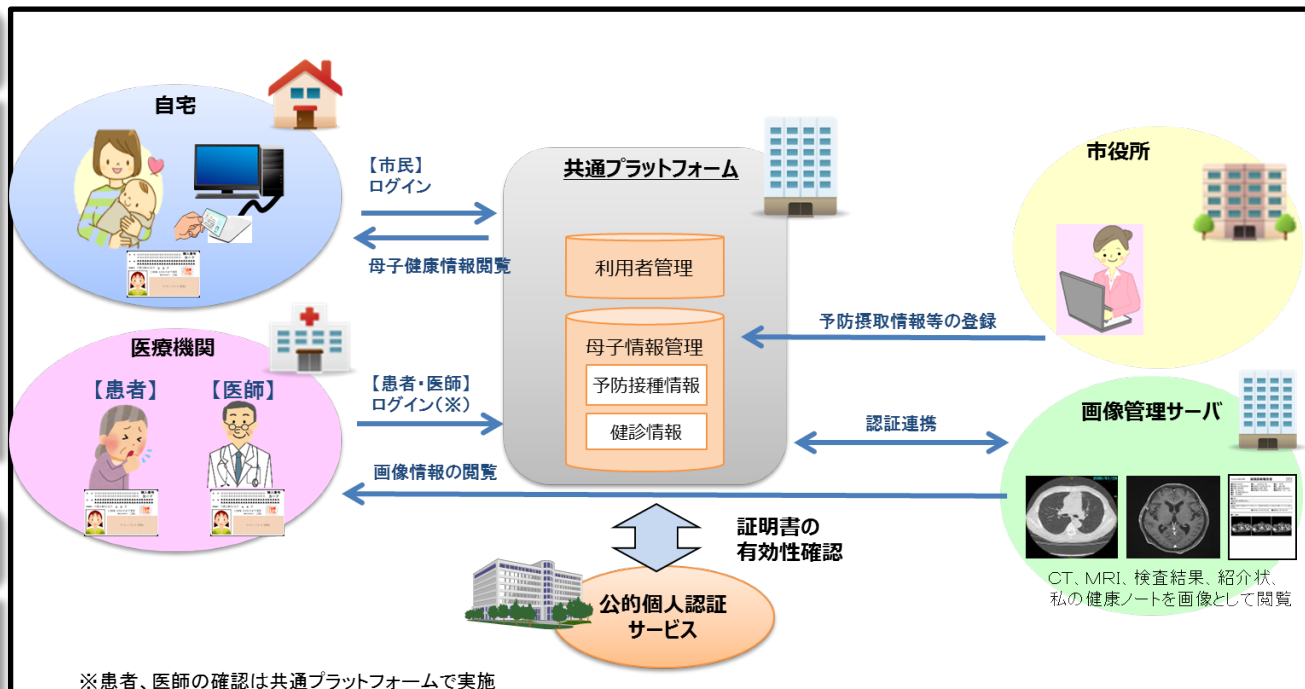
- 利用者は、マイナンバーカードを使って母子健康情報サービスの利用申請を行うとともに、母子健康情報を電子的に閲覧する。
- 医師等は、病院で作成された画像データ等について、異なる病院・診療所間における利用の申請や実際の閲覧等、マイナンバーカードを使って相互利用を実現。

利用者のメリット

- 予防接種記録、歯科検診記録、健診記録等、保健センター、小学校等における一貫した子供の健康情報を保存、閲覧可能
- 診療所や拠点病院等の医療機関間で検査画像等情報を共有することで、より精度の高い診察を受診

事業者のメリット

- 予防接種の接種漏れ防止
- 重複する検査事務の削減



共通プラットフォーム事業者（一社）ICTまちづくり共通プラットフォーム推進機構